



IFRIC活動状況報告 (2009年2月～2009年3月)

国際会計基準審議会 (IASB) 実務研究員 公認会計士 おおき まさし 大木 正志

1 はじめに

2009年2月から2009年3月までのIFRIC会議及びIFRIC関連プロジェクトについて活動状況を報告する。国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)の2009年3月会議が、2009年3月5日にロンドンのIASB本部で行われた。

2009年3月会議では、①2008年11月会議以降のIFRICプロジェクトのアップデート、②審議中のプロジェクト(REACH規則コンプライアンスコスト、キャッシュ・フロー計算書：現金同等物の決定、関連会社に対する投資：損益計算書を通じる公正価値測定の部分利用)、③アジェンダ項目決定、④アジェンダ項目仮決定について審議が行われた。

原則主義のIFRSは詳細なガイダンスを提供しない。IFRICで検討されている議論を知ることは、現在IFRSを適用している国で原則主義会計基準を適用するに当たり、実務上どのようなことが問題になっているかについて知ることである。将来に向けて日本の読者の方々にも意義深いことであろう。この趣旨から、本稿ではできるだけ多くの議論を紹

介するよう努めた。しかしながら、誌面の都合上、問題の事実関係等について詳細な記載をすることが難しいため、より詳細を把握されたい方は是非IASBのウェブサイトでおザバーノートを確認していただきたい。

筆者はIASBの研究員(テクニカルスタッフ)としてIFRIC関連プロジェクト及び年次基準改訂プロジェクトに従事している。文中の意見にわたる部分は筆者の見解であることをあらかじめお断りしておく。

2 今回の会議の特徴

- ・ 経済不況を背景とした論点が多めで多いこと(IAS第39号及びIAS第41号における割引率の決定、IAS第7号に定める現金同等物の定義、IAS第16号による遊休資産の開示、損益参加型金融負債と実効金利の計算、フェイルしたローンシンジケーション)。
- ・ 金融商品に関連する論点が多いこと(IAS第39号及びIAS第32号関連テーマ)。2008年10月のIAS第39号改正(金融商品の再分類)に関連するテーマ(フェイルした

ローンシンジケーション)も注目される。

- ・ 2009年7月からの適用を控えていることから、企業結合会計2008年改正に関連する論点が多いこと(顧客関連無形資産、企業結合会計改正が与える持分法への影響)。
- ・ 規制関連の論点が多いこと(REACH規制、規制資産負債)。

3 REACH規則コンプライアンスコスト (Compliance Costs for REACH)

IFRICは、欧州規制(European Regulation)の要求に従い発生する法令遵守コスト(主に登録費用や登録に伴う実験費用など)についてガイダンスを提供するべく、アジェンダ項目に当該論点を追加するようリクエストを受けた。この規則は、Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals(化学物質に関する登録、評価、承認及び制限)という規則名の頭文字をとって、REACH(リーチ)と呼ばれている。2008年7月、11月の会議に続いて審議を継続した。コンプライアンスコスト(以下「REACHコスト」という。)はIAS第38号に定める資産認識要件を満たすか、とい

う論点に絞って議論を継続した。

(1) 登録により獲得される権利 (right acquired by registration) が何であるか

REACH規則により、今後EU域内市場にて、規制対象となる化学物質を用いた製品を販売又は製造する企業は、事前に当局に当該化学物質の安全性に関する登録をする必要がある。新規制の特徴は下記のとおりである。

- REACH規則は自己責任の概念に基づく制度である。政府又は当局ではなく、企業自らが化学物質の安全性を証明する制度であり、従来の制度と比べて安全性の举证義務が当局から企業に転嫁されることとなる。
- 企業は、当局へ支払う登録費用のほか、化学物質の安全性を立証するための実験費用を負担する。実験結果を他社（先に登録済みの企業）から購入する、若しくは共同で届出をする場合には実験費用を共有することもある。
- 事前に登録をしないかぎり、企業は市場で販売・製造活動ができない。
- これから上市する新規の物質（new substances）だけでなく、既に上市されている既存の物質（existing substances）も登録対象となる。

IFRICスタッフによる欧州委員会スタッフへのヒアリングの結果、登録により獲得される権利（right acquired by registration）が何であるかがより明確になった。

- 登録により獲得される権利は排他的（exclusive）ではない。しかし、その権利は登録した者に限定される。

- 権利は物質固有（substance-specific）である。
- 権利は会社固有（company-specific）である。権利を譲渡することも、市場で売買することもできない。
- 権利は永久（permanent）である。ただし、テストデータの更新と生産量の変化がある場合には当局への連絡義務がある。
- 新規の物質（new substances）及び既存の物質（existing substances）につき、獲得した権利に差異はない。
- 登録者自らが実施したテストに基づいて登録した権利と先行登録者から入手したテストに基づいて獲得した権利につき、差異はない。
- 先行登録者（early registrant）と後発登録者（late registrant）との間で、獲得した権利に差異はない。

(2) コンプライアンスコストはIAS第38号に定める資産認識要件を満たすか

登録により獲得される権利（right acquired by registration）が何であるかがより明確になった。この情報に基づき、スタッフはコンプライアンスコストはIAS第38号に定める資産認識要件を満たすかについて、分析を実施した。

IAS第38号第10項は、無形資産の定義に関する要件（識別可能性（identifiability）、資源に対する支配（control over a resource）、将来の経済的便益の存在（future economic benefits））を規定している。第21項（a）は、期待される将来便益の流入の可能性（probability that the expected future economic benefits will flow to the entity）を規定している。無形

資産計上のためには双方の要件を満たすことが必要である。

識別可能性（identifiability）

登録による権利は、EU法規による法的権利である。IAS第38号第12項（b）に定める契約又は法的権利要件（contractual or legal rights criterion）を満たすと考えられる。

資源に対する支配（control over a resource）

資源に対する支配はEU法規により保護されているといえる。ひとたび登録が完了すれば、官庁は登録を撤回することができない。登録者以外の第三者はテストデータにアクセスすることはできない。したがって、登録による権利は本要件を満たす。

将来の経済的便益の存在（future economic benefits）

将来の経済的便益の存在は、下記の2つの方法で満たす。

- 登録により企業はEU域内で化学物質若しくは製品を製造若しくは販売できることから、将来のキャッシュフローを生み出す。
- テストデータを共有することにより、先行登録者は後発登録者よりコストの補償を受ける。

IAS第16号第11項に対する類推により、本要件を満たすことを評価できる。REACHコストは、環境及び安全性を理由として導入される資産と同じ特徴を持つ。IAS第16号第11項は、これらの資産は将来の経済的便益を直接増加させるわけではないが、さもなければ企業は化学製品を製造することも販売することもできない、としている。

期待される将来便益の流入の可能性（probability that the expected future economic benefits will flow to the entity）

IAS第38号第21項(a)は、期待される将来便益の流入の可能性 (probability that the expected future economic benefits will flow to the entity) を規定している。REACHコストがこの規定を満たすためには、登録した化学物質を使用した製品を将来販売することによりもたらされるキャッシュフロー流入による、登録コスト回復可能性に依拠する。究極的には判断の問題である。

以上より、スタッフはコンプライアンスコストはIAS第38号に定める資産認識要件を満たすと結論した。しかしながら、一部のIFRICメンバーは、スタッフの分析に対して下記をコメントした。

- ・ 既存の物質に対するREACHコストが将来の経済的便益を生み出すことに対する疑問がある。この点、フレームワークに定める資産の定義を満たすか否かについても更なる検討が必要である。
- ・ REACHコストを無形資産計上することが一般の会計慣行となっているかにつき、実務を確認する必要がある。
- ・ REACHコスト以外の登録コストについて、現状の会計慣行を変更することになる可能性はないか。

(3) 他のコンプライアンスコストとの比較

スタッフは、REACHコストを他のコスト、①行政による承認のために実施される新薬実験コスト及び②米国企業改革法への遵守コスト（以下「SOXコスト」という。）と比較した。

行政による承認のために実施される新薬実験コスト

多くの法的管轄において、新薬実験コストはコンプライアンスコスト

と考えられる。テストによる安全性証明が法律により要求されており、また、テストデータは新薬を上市するために必要な行政承認を得るために官庁に提供されなければならない。個々の新薬について承認がされるため、新薬実験コストは製品固有、物質固有 (product specific, substance specific) である。この点は、REACHコストの特徴と同一である。実務では、新薬実験コストは、内部創出開発コスト (internally generated development costs) として会計処理されている。内部創出開発コストは、IAS第38号 (特に、第21項(a)：将来便益流入可能性 クライテリア及び第57項：技術確立性クライテリア (technological feasibility criterion)) に定める要件を満たす場合に限り、無形資産として認識される。IFRSを採用している大手製薬会社の財務報告によれば、行政から承認が得られるまでは資産認識しない傾向にある。なぜならば、行政承認は不確定 (uncertain) であり、承認が得られるまでは資産認識要件を満たさないと考えられるからである。行政承認後の発生コストは、通常、小額である。したがって、REACHコストと同様に、将来便益流入クライテリアの充足が重要な鍵となる。究極的に判断の問題である。

米国企業改革法への遵守コスト

米国企業改革法はすべての米国市場企業に適用される。特に404条 (財務報告に関する内部統制) に対するSOXコストは、重要な内部統制の文書化とテストに要するコストである。REACH規制と同様に、SOX規制は自己証明タイプの規制である。SOXコストは、企業としてビジネス全体を継続する上で (the business

as a whole as a company) 必要なコストである。SOXは、年次のプロセスである。実務では、SOXコストは通常、一般経費として会計処理される。

REACHコストは化学物質固有のコストであるのに対し、SOXコストはビジネス全体にかかわるコストである。また、REACHによる登録の効果が永久であるのに対し、SOXは、年次プロセスであるその効果は1決算期のみ有効である。

(4) 次回会議の課題

以上の分析より、スタッフは、IAS第38号がREACHコストに関し無形資産計上に関する十分明白な認識要件を提供しているとIFRICにリコメンドした。しかしながら、IFRICは実務でのばらつきを確認するようスタッフに指示をした。当該論点を解釈指針作成に向けたアジェンダ項目とするか否かについては、スコープ決定も含めて、次回の会議にて継続審議することとなった。

4 IAS第7号キャッシュ・フロー計算書—現金同等物の決定

IFRICは、いつでも現金に償還可能なMMF (money market funds) への持分若しくは単位 (shares or units) に対する投資が現金同等物として分類できるかについてガイダンスを提供するようリクエストを受けた。

IFRICは、現金同等物の定義 (IAS第7号第6項) に定める要件を検討した。特に、現金同等物は短期 (short-term) であること、一定の金額に換金可能 (convertible to known amounts of cash) であること、とする要件を検討した。IAS第7号第7項が、持分投資 (その定義より満期がない) は実質的に現金同等物でな

いかぎり、現金同等物から除外されると結論していることにIFRICは注目した。

実質的に現金同等物であるためには、MMFに対する持分が初期投資の時点で知っている一定額に換金可能でなければならない、とIFRICは仮合意した。この要求を満たすには、投資自体が容易に換金可能な市場価値を有するという事実だけでは足りず、むしろ、将来における価値の変化というリスクを評価した上で、初期投資時点で当該リスクに重要性がない (insignificant) と言えなければならない。このようなリスク評価を可能とするアプローチは、ファンドの投資ポリシーから判断する方法、若しくは、ファンドを構成する個々の投資の特徴を確立する方法 (ルックスルー法) が考えられる。

IAS第7号が米国SFAS第95号キャッシュ・フロー計算書と収斂していると基本的に考えられることにIFRICは注目した。また、IAS第7号の現金同等物の定義を充足する投資が企業によって異なるような含意 (implications) を回避したいとIFRICは考えた。

今回の会議に向けて、IFRICはスタッフに下記のいずれかを指示した。

- IAS第7号に定める現金同等物の定義の変更を提案すること。
- 現金同等物の定義を明確化するアジェンダ決定の文言を提案すること。

5

IAS第28号関連会社に対する投資－損益計算書を通じる公正価値測定 (fair value through profit and loss) の部分利用

IFRICは、IAS第28号から生じる論点についてガイダンスを提供する

ようリクエストを受けた。問題としているのは、親会社がある関連会社を直接保有しており、また、その関連会社を投資連動保険ファンド (若しくはミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト、ベンチャーキャピタル) たる子会社を通じて間接保有しているような状況である。保険ファンドの個別財務諸表では、かかる関連会社投資はIAS第39号の規定に従い、初期認識において損益計算書を通じて公正価値で測定することを指定されているとする。同じ関連会社投資について、親会社直接保有持分については、IAS第28号の規定に従って持分法 (若しくは一定の要件を満たせば原価法) にて会計処理されている。問題は、親会社の連結財務諸表上において、(一部持分について公正価値測定、他の部分について持分法処理というように) 双方の測定ベースを使用することができかどうかである。

IFRICは、下記2つの見解を議論したがアジェンダ判断の結論に至らなかったため、今回の会議にて継続審議となった。

見解A－親会社グループとして保有する、関連会社に対する直接的及び間接的な保有持分全体に対してIAS第28号による持分法を適用する (したがって、保険ファンド保有部分について公正価値測定は認めない)。

見解B－IAS第28号のスコop要件を利用して投資の一部について許容された会計処理を適用する (すなわち保険ファンド保有部分について公正価値測定を認める)。

6

アジェンダ項目決定

下記の論点については、IFRICで

検討されるべきアジェンダ項目ではないことが決定された。

- IFRS第3号－顧客関連無形資産
- IAS第28号関連会社に対する投資－IFRS第3号企業結合 (2008年改訂) とIAS第27号連結及び個別財務諸表 (2008年改訂) が持分法に与える影響
- IAS第32号金融商品：表示－プット可能な金融商品及び永久金融商品分類 (Classification of puttable and perpetual instruments)
- IAS第37号引当金、偶発債務及び偶発資産/IAS第38号無形資産－規制資産と負債 (Regulatory assets and liabilities)
- IAS第39号金融商品：認識と測定－認識の中止 (Derecognition)
- IAS第39号金融商品：認識と測定－活発でない市場における金融商品の公正価値測定：割引率の決定 (Fair value measurements of financial instruments in inactive markets: determining the discount rate)

顧客関連無形資産

IFRICは、契約によらない顧客関係 (non-contractual customer relationship) が企業結合で生じる状況についてガイダンスを提供するようリクエストを受けた。IFRS第3号企業結合 (2008年改訂) は、買収企業がのれんとは別個に認識可能な無形資産を認識することを求めている。無形資産は、IAS第38号無形資産に定める契約・法的要件 (contractual-legal criterion) 若しくは識別可能要件 (identifiable criterion) を満たした場合に認識可能である。IAS第38号の契約・法的要件を満たすことから、契約による顧客関係 (contractual customer relationship) は常

にのれんとは別個に認識される。しかしながら、契約によらない顧客関係がのれんとは別個に認識されるのは、識別可能要件を満たした場合だけである。

IFRS用語集は契約 (contract) を定義している。IFRS第3号の適用ガイダンス第B31-B40項は、無形資産の認識に関するガイダンスを提供しており、無形資産が契約・法的要件若しくは識別可能要件のいずれに基づくものであるかを示している。IFRS第3号IE28項は、企業顧客間の顧客関係の存在を特定する指標を提供している。また、同項は、顧客関係が営業サービス部門代表者による顧客との通常の接触など契約以外の手段を通じても生じるとしている。

顧客関係の構築方法は、顧客関係存在の特定には役立つが、買収企業が無形資産の認識を決定する上で第一義的な根拠とすべきではないと、IFRICは結論した。IFRICは、IE28項に規定する要件が無形資産認識の際に、より一層考慮されるべきとした。顧客関係の存在と顧客の購買履歴に関する情報は、顧客関係無形資産の評価には役立つが、無形資産認識の有無を決定付けるべきではないとした。

IFRICは、IFRS第3号のガイダンスに基づいて解釈指針を作成することはできないと判断した。

本論点に関して広い混乱が実務上観察されることから、IFRICはIASBとFASBが解決すべきと判断した。IFRICはIFRS第3号を下記のように見直し、改訂することを推奨している。

- ・ 「契約上の顧客関連無形資産」と「契約によらない顧客関連無形資産」との区別を企業結合基準か

ら削除すること。

- ・ IFRS第3号IE28項に定める顧客関係の存在を特定する指標を見直すとともに、これらを基準の中に含めること。

IAS第28号関連会社に対する投資—IFRS第3号企業結合 (2008年改訂) とIAS第27号連結及び個別財務諸表 (2008年改訂) の持分法に対する法的影響

IFRICスタッフは、FASBのEITFがEITF論点08-6持分法による投資の会計処理に関する留意事項 (EITF Issue No. 08-6 Equity Method Investment Accounting Considerations) を最近アジェンダに加えたことに注目した。EITF08-6は、IASBとFASBが最近完了した企業結合プロジェクトから発生する複数の論点を取り扱っている。すなわち、IFRS第3号 (2008年改訂)、IAS第27号 (2008年改訂)、SFAS第141号 (改訂)、SFAS第160号の発行により完了した企業結合会計及び被支配持分会計に関する論点である。

IFRICは、IAS第28号「関連会社に対する投資」が下記の2つの論点について明白なガイダンスを提供していることに注目した。

論点2— 被投資企業の耐用年数を確定できない無形資産 (an underlying indefinite-lived intangible asset of an equity method investment) に関して、いかに減損の判定を行うべきか¹。

論点4— 持分法から原価法への投資の変更 (a change in an investment from the equity method to the cost method) をいかにして会計処理するか²。

したがって、IFRICは実務上のばらつきが生じることが予想されない

ため、これらの論点をアジェンダに追加しなかった。

IAS第32号金融商品：表示—プッタブル金融商品 (puttable instruments)³ と永久金融商品 (perpetual instruments) の分類

IFRICは、IAS第32号第16A項(c)の適用ガイダンスについてリクエストを受領した。第16A項(c)は「他のすべてのクラスの商品に劣後するクラスの金融商品は、すべて、同一の特徴を有している」と規定しているが、企業がIAS第32号第11項及び第16項に定める持分金融商品 (equity instruments) の定義を満たす永久性有価証券を発行している際に、プッタブル金融商品をどのように分類するかについてガイダンスが求められた。

IFRICは、金融商品はIAS第32号の一般規定に従って、まず、負債若しくは持分金融商品として分類されることに注目した。この分類は、プッタブル金融商品の存在に影響を受けない。次のステップとして、発行者に売り戻すことができることにより金融商品が負債の定義を満たす場合、企業はIAS第32項第16A項及び第16B項の条件を考慮して、プッタブル商品が資本として分類されるかどうかを判断する。したがって、IFRICは、IAS第32号が複数のクラスの資本が存在することを禁止しているわけではないことに注目した。

IFRICは、第16A項(c)が、「他のすべてのクラスに劣後するクラスに属する金融商品」のみに適用されることに注目した。第16A項(b)は、商品の劣後レベルは、企業の清算時の弁済優先順位によることを規定している。したがって、プッタブルの特徴の存在そのものは、プッタブル商

品が永久性商品よりも劣後することを含意しているわけではない⁴。

IAS第32号の規定に基づき、IFRICは実務上のばらつきが将来生じることがを予想しなかった。したがって、IFRICは、本論点をアジェンダに追加しないことを決定した。

IAS第37号引当金、偶発債務及び偶発資産/IAS第38号無形資産－規制資産と負債 (Regulatory assets and liabilities)

IFRICは、規制産業に属する企業が、監督官庁又は政府による料率規制 (rate regulation) の結果、資産又は負債を認識できるかについて質問を受けた。2008年11月会議で、IFRICは背景となる情報を詳細に検討し、下記の点に注目した。

- ・ 料率規制は広く影響のある論点であり、規制業種に属する企業の経済環境に与える影響は甚大である。
- ・ 実務において実務上のばらつき (divergence in practice) は見受けられないようである。
- ・ この論点を解決するためには、フレームワークに規定する資産・負債の定義を検討するとともに、フレームワークと1つ又は複数のIFRSとの相互関係を検討することが必要である。
- ・ 本論点は現在進行中のボードプロジェクトで特段検討されていないものの、複数のプロジェクトに関連する。

IFRICは、主に実務でのばらつきが顕著ではないことを理由に、アジェンダ基準を満たさないと決定した⁵。

IAS第39号金融商品：認識と測定－認識の中止 (Derecognition)

IFRICは下記について質問を受領していた。

- a. 金融商品グループが類似している (similar) とみなされる場合、IAS第39号に規定する認識中止テストを金融資産グループにいかに応用すべきか。
- b. IAS第39号に規定するパススルーテストを金融資産の移転にいつ適用すべきか。

2006年7月の会議において、IFRICはこれらの論点をボードに紹介した。ボードは2006年9月の会議で議論し、その見解を2006年11月のIFRIC会議でIFRICに連絡した。IFRICは本論点をアジェンダに追加しないことを決定した。アジェンダ仮決定が、2006年11月のIFRICアップデートで公表されている。

2007年1月の会議で、認識の中止に関し、IFRICは限定されたスコープでプロジェクトをアジェンダに追加することを決定した。しかしながら、当プロジェクトはスタッフリソースのオペラビリティを待っている間、活動しないであった。

その後、ボードはIAS第39号に代替する規定を作成するべく、認識中止プロジェクトを加速させた⁶。ボードは、本トピックに関する新しい基準が2010年までに公表されることを目指している。

その結果、IFRICは、本論点をアジェンダから外すことを決定した。**IAS第39号金融商品：認識と測定－活発でない市場における金融商品の公正価値測定：割引率の決定 (Fair value measurements of financial instruments in inactive markets: determining the discount rate)**

IFRICは、評価技法を用いて公正価値を決定する際に、割引率をいかに決定すべきかについて、ある構成員 (constituent) より提案を受けた。

当該提案によれば、割引率の構成要素である信用スプレッドと流動性スプレッドは、活発でない市場において観察できないことがある、としている。また提案によれば、かかる状況において、このような証券の流動性スプレッドは、本証券と比較可能性のあるような「取引可能でない貸付金及び債権 (non-tradable loan or receivable)」の流動性スプレッドを超えるべきではないとしている。また、モデルに基づく評価は、市場参加者が合理的方法にて行動すれば合意するであろう金融商品価値を算出することを目指すべきである、としている。

IFRICは、IAS第39号が評価技法を用いる目的とは、測定日において、通常のビジネスで動機付けられる第三者間取引で形成されていたであろう取引価格を確立することにある、と注目した。したがって、かかる測定は、市場参加者が価格設定に際して考慮したであろうすべての要素を含んでおり、また、金融商品の値付けに関して一般的に受け入れられている経済的方法論と整合している。よって、公正価値を決定する評価技法が (市場参加者が考慮することを期待したであろうファクターを考慮するのではなく) 市場参加者の決定したであろう価格とは異なる価格に到達するようファクターを考慮すべき、といういかなる提案 (これにはアジェンダリクエスト提出者からの提案も含まれる) もIAS第39号とは整合しない、とIFRICは結論した。

アジェンダ仮決定の公表後、IFRICはアジェンダリクエスト提案者から更なるレターを受領した。このレターは下記を明確化している。

- ・ 市場参加者の見解から離反する

(価格税込)
TEIP 東京経済情報出版
 〒113-0031 東京都文京区根津 1-27-8-202
 ☎ 03(5685)3322 FAX 03(5685)5992
 URL http://www.tokyokeizai.co.jp/

最新刊

**事例で分かる
企業分析**

平松一夫・井上浩一・山地 範明 [編著]
 A5判・並製・288頁 3,360円

- 連結会計情報に基づき企業業績を分析する理論と方法を事例により具体的・平易に解説。
- 経営者・管理者、公認会計士、コンサルタントの方々に有益な一冊。

好評既刊

監査論の基礎

第2版

石田 三郎・林 隆敏・岸 牧人 [編著]
 A5判・並製・312頁 3,360円

- ▶ 金融商品取引法による内部統制基準および四半期レビュー基準に対応した最新版。
- ▶ 財務諸表監査を初学者・職業会計人の方々に平易に解説。

監査総論

私監査/公監査

小関 勇・柳田 清治 [著]
 A5判・並製・264頁 3,150円

- ▶ 営利組織・非営利組織の両面からアプローチ。公認会計士、各種法人・団体等の担当者等に必携。

**Q&A わかりやすい
内部監査の実際**

最新版

鈴木 栄次 [著]
 A5判・並製・256頁 3,465円

- ▶ リスク管理のチェック・ポイント
内部監査の業種別事例により
具体的・平易に解説。

べく、公正価値計算の特定要素を調整すべきとするような提案をする意図はなかったこと。

- 比較可能性のあるような「取引可能でない貸付金及び債権 (non-tradable loan or receivable)」の流動性リスクは、流動性リスクの絶対的制約というよりは経営者が流動性スプレッドを決定する際に判断に用いられる1つの指標であること。
- 強制売買取引、非自発的清算又はディストレスセールは公正価値決定の目的に関連する取引ではないこと、また、それらの取引が市場価格に与える影響が特定できるかぎりにおいて、その影響は排除されているであろうこと。

IFRICは、自身が提供できるいかなるガイダンスも、その性質上、解釈というよりは適用ガイダンスであることに注目した。さらに、IASBはExpert Advisory Panelの報告書を公表した。この報告書は、活発でない市場において専門家がいかに金融商品の公正価値を測定し開示するか、また、活発でない市場において公正価値測定の際の判断の活用について説明している。この論点は、2008年11月及び12月に開催されたIASB・FASB合同円卓会議で議論されたテーマと直接的に関連している。IFRICの見解では、必要とされている新規の若しくは改訂されたガイダンスは、ボードによるIASBとの共同活動及びボードの公正価値測定プロジェクトの結果として提供されるべきである。したがって、IFRICは当該論点をアジェンダに追加しないことを決定した。

7 アジェンダ項目仮決定

IFRICは、下記の論点についてアジェンダ項目の仮決定をした。2009年4月13日を期限としてコメントを募集した。2009年5月のIFRIC会議にてコメント分析とアジェンダ項目の最終決定を実施する予定である。

- IAS第12号法人所得税－トン税 (tonnage taxes) の分類
- IAS第16号有形固定資産－遊休資産と建設仮勘定の開示
- IAS第38号無形資産－販売費の会計
- IAS第39号金融商品：認識と測定－損益参加型金融負債と実効金利の計算
- IAS第39号金融商品：認識と測定－フェイルしたローンシンジケーション (failed loan syndications) の分類
- IAS第41号農業－公正価値計算に使用される割引率の前提
- IFRIC第14号 「IAS第19号給付建資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」－最低積立要求下における自発的前払拠出金 (Voluntary prepaid contributions under a minimum funding requirement)

IAS第12号法人所得税－トン税 (tonnage taxes) の分類

IFRICは、トン税がIAS第12号の所得税に該当するかどうかに関するガイダンスの提供を求められた。ヨーロッパの一部の国において、海運業を営む企業は、法人所得税の代わりに、実際の運搬量又は運搬許容量に基づく課税を選択することができる。その選択は変更できない。

IFRICは、IAS第12号が次のような

所得税に適用されることに注目した。それは、課税所得に基づく税金であること、また、「課税所得」という用語は総額というよりは純額という概念を含意している。実際の運搬量又は運搬許容量に基づく課税は、純額ではなく総額に対する課税である。したがってIFRICは、トン税はIAS第12号に基づく所得税とはみなされないこと、包括利益計算において税金費用として表示されないことに注目した。しかしながらIFRICは、IAS第1号第85項に従い、経営成績の理解に資するのであれば、トン税を追加的に小計表示することができることも注目した。

IAS第12号の規定にかんがみて著しい実務のばらつきが予想されないことから、IFRICは当該論点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。

IAS第16号有形固定資産－遊休資産と建設仮勘定の開示

IFRICは、一時的に遊休状態にある有形固定資産又は建設を延期している建設仮勘定についてどの程度の開示が必要であるかにつき、ガイダンスの提供を求められた。IAS第16号第74項(b)によれば、企業は建設中の有形固定資産の帳簿価額に含めて認識されている支出金額を開示しなければならない。第79項(a)は、企業が一時的に遊休状態にある有形固定資産を開示することを奨励している。

IFRICは、IAS第1号第112項(c)が財務諸表の他の箇所に表示されておらず、また、財務諸表の理解に資する情報を注記することを要求していることに注目した。IFRICは、遊休資産の開示は最近の経済環境においては特に関連性を有していることに注目した。したがって、IFRICは、遊休資産若しくは延期された建設プ

ロジェクトが重要である場合には、企業がIAS第16号で特段要求されている情報に追加して情報提供することを期待した。

IAS第16号とIAS第1号の規定にかんがみて、IFRICは、著しい実務のばらつきが生じないことを予想したため、本論点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。しかしながらIFRICは、IFRSで推奨されているものの強制されてはいないあらゆる開示について、これを強制するか若しくは消去するかいずれかの方向性で見直しをするべくボードにリコメンドするよう、スタッフに指示をした。

IAS第38号無形資産－販売費の会計

IFRICは、不動産開発業者が、特定の不動産建設プロジェクトに関連して工事期間中に生じた初期販売費をいかに会計処理するかについて明確化するよう依頼された。IFRIC第15号「不動産の建設に関する契約」に従い、建設プロジェクトに関する収入はIAS第18号「収益」に従い「物品の販売」として認識される。初期販売・マーケティング費用の例は下記を含む。

- ・ プロジェクトの広告費用
- ・ 個々の物件販売に支払ったセールスコミッション
- ・ 販売物件をローン組成対象にするために銀行に支払った報酬

IFRICは、個々の不動産物件がIAS第2号により棚卸資産と考えられれば、販売費を資産計上できないことに注目した。IFRICは、特定の建設プロジェクトがIAS第11号の適用範囲内であっても、IAS第11号第20項が工事契約原価から販売費を除外していることに注目した。一方でIFRICは、その他の基準によれば一

定の場合、契約獲得に直接帰属する追加費用を資産計上できることに注目した（例えば、IAS第17号による、リースの交渉費用などの初期直接費用の資産計上）。このように特定の事実と状況によって販売費の会計が異なることから、IFRICは、すべての状況に適合するような初期販売費の会計処理について結論することは不可能であることを認識した。

IFRSの現状のガイダンスにかんがみて、IFRICは実務の著しいばらつきが予想されないとして、本論点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。

IAS第39号金融商品：認識と測定－損益参加型金融負債と実効金利の計算

IFRICは、証券保有者が発行者の損益に関して参加する権利を有するような金融負債（損益参加型金融負債）について、発行者サイドの会計処理についてガイダンス提供を求められた。保有割合に応じて、保有者は損益を受益負担する。損失分だけ満期において証券保有者に償還される金額は小さくなる。ある期間の損失は将来の期間の利益と通算できる。IFRICは、ここで想定している金融負債について、質問者からの下記前提を特に変更することなしに問題を検討した。

- ・ 組込デリバティブを含まないこと。
- ・ 実効金利法により償却原価法で測定されていること。
- ・ IAS第39号AG 7による変動金利金融負債の定義を満たさないこと
- ・ 質問者から2つの見解が示された。
- ・ 見解A IAS第39号AG 8を適用しない。金融負債の認識の中止を類推適用することにより、発生した損失を保有者に配分した部分は、証券発行者サイドではその損失が

本邦唯一の国際課税の総合実務誌

INTERNATIONAL TAXATION
月刊 **国際税務**

2009年5月号

★特集★

第一人者による徹底検証！
「外国子会社配当益金不算入制度」
企業・実務家の問題意識に基づく
制度運用に当たっての留意点を検証
* 制度導入の趣旨・背景
* 移転価格税制、外国子会社合算税制
に与える影響
* オランダの資本参加免税—etc.

☆解説☆

中国・改正企業所得税法の運営規範

☆好評連載☆

税理士のための国際税務入門

大好評!! 実務研修定例セミナー

●国際源泉課税の実務

税理士 牧野好孝氏

5/29 東京会場

※月刊『国際税務』新規ご購入につき、
上記セミナーに1名様無料ご招待!

★発行★国際税務研究会

〒101-0065 千代田区西神田1-1-3(税研ビル)
TEL: 03-3294-4935 FAX: 03-3219-7452
E-mail kokusai@zeiken.co.jp
国際税務研究会Web ★絶賛公開中!!★
http://www.zeiken.co.jp/mgzn/index_inter.htm

職業会計人のための専門誌!

Weekly Report On Financial Accounting

週刊 **経営財務**

さあ来い! IFRS (国際会計基準)

・シリーズ

IFRS導入に向けたわが社の取組み
＜第3弾＞ 日産自動車

経理部連結会計グループ 主管 野上 肇

・あす監査法人IFRS本部に聞く

～IFRS導入への取組みと今後の対応

・会計基準のコンバージェンスを建設的に
進めるための整理

企業会計基準委員会 秋葉 賢一

内部統制報告制度 期末日以降の対応

- 1 経営者評価のスケジュールの再確認
および留意点
- 2 決算・財務報告プロセスの評価の留意点
- 3 内部統制の不備の評価の留意点
あす監査法人 沢田 昌之/岡野 隆樹/住田 清芽

21年3月期決算対策

・上場有価証券の損金算入要件と会計処理との関係
公認会計士・税理士 鶴田 泰三

ご購入の申込み先 (見本誌贈呈)

発行所 **税務研究会**

〒101-0065 東京都千代田区西神田1-1-3
電話 03 (3294) 4741(代表)

発生した期の利益として処理する。

・ 見解B IAS第39号AG 8を適用する。発生した損失が見積り将来キャッシュ・フロー(すなわち将来の償還額)に影響するかを検討し、金融負債の帳簿価額を修正する。

IFRICは、IAS第39号AG 6及びAG 8が実効金利法による償却原価で金融負債を測定することに関して適用ガイダンスを提供していることに注目した。IFRICはまた、負債が消滅していないことから、IAS第39号の認識中止に関するガイダンスを類推適用することは適当でないことに注目した。

本論点について特定の適用ガイダンスが既に存在していることから、IFRICは本論点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。

IAS第39号金融商品：認識と測定—フェイルしたローンシンジケーション(failed loan syndications)の分類

IFRICは、融資引受団幹事が短期間に販売する意図をもって引き受けた貸付金が、常に売買目的保有として分類されるかについて質問を受けた。これは幹事が引受団への参加者を見つけることができなかった場合(これをfailed syndicationsという)に問題となる。

IFRICは、IAS第39号第9項に定める「貸付金及び債権」及び「損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債」の定義が、かかる状況にある貸付金の分類を決定することに注目した。「貸付金及び債権」の定義から、直ちに又は短期間に販売することを意図されている貸付金が、当初認識時に売買目的として分類されることが明示的に要求されている。

IAS第39号AG14⁷は、売買保有目的として分類される金融商品に一般的に適用される特徴について述べている。しかしながらIFRICは、このような一般的な特徴が、売買保有目的として分類されるためにすべての金融商品に対して求められている必要条件ではないことに注目した。

IFRICはまた、IAS第39号第50D項⁸により、既に販売する意図を有さない余剰ローン部分を(損益を通じる公正価値測定分類から他の分類へ)再分類することが容認されることにも注目した。

IFRICは、IAS第39号の特定の規定により実務の著しいばらつきが予想されないことから、本論点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。IAS第41号農業—公正価値計算に使用される割引率の前提

IFRICは、生物資産の公正価値が将来正味キャッシュ・フローの現在価値として見積もられるときに、企業が適当な割引率をいかに決定すべきかについてガイダンスの提供を求められた。質問者は、IAS第41号「農業」が非常に限定されたガイダンスしか提供していないとした。

IFRICは次の点に注目した。

- ・ IAS第41号における公正価値測定の目的は他の基準と整合していること。
- ・ IAS第41号第21項に関する2008年5月改訂が、正味キャッシュ・フローの現在価値決定に当たり、市場参加者により生物資産が生み出すと期待される正味キャッシュ・フローを勘案することを明確化したこと。
- ・ IAS第41号第24項は、最初にコストが発生してからほとんど生物的变化が生じていない場合、取得

原価は公正価値に近似することがあるとしていること。

- IAS第39号及びボードが最近公表してきた（金融危機関連の）マテリアルが、活発でない公正価値見積りに関して広範なガイダンスを提供しており、生物資産の測定についても関連性を有すこと。

IFRICは、本論点に関する更なるガイダンスは、解釈というよりは性質上、適用ガイダンスであると認識した。また、現在利用可能なIFRSのガイダンスにより実務の著しいばらつきが予想されないことから、IFRICは本論点をアジェンダに追加しないことを仮決定した。

IFRIC第14号「IAS第19号給付建資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」－最低積立要求下における自発的前払拠出金（Voluntary prepaid contributions under a minimum funding requirement）

IFRIC第14号に関する他の論点について入手したコメントレーター分析の結果、最低積立要求下における自発的前払拠出金の取扱いについて、ある状況下においてIFRIC第14号の現行規定が、本来の趣旨とは異なる結果を導き出す場合があることが判明した。

2008年11月の会議において、IFRICは、本論点をアジェンダに追加することを決定し、IFRIC第14号第22項の文言を改訂することを決めた。2009年1月のボード会議で、ボードはボードプロジェクト（年金会計）の一部として本論点を取り上げることを選択した。したがって、IFRICはアジェンダから本論点を削除することを決定した。

〈注〉

- EITFは、持分法投資全体に対して一時的でない減損に関するAPB意見書第18号の規定を適用すべきであり、非投資企業の資産について個別に減損の評価を行うことを投資企業に要求すべきではないと結論した。IFRICは、IAS第28号第33項（2008年の年次改訂）が、明白なガイダンスを提供しており、IFRS第3号及び第27号の2008年改訂の影響はないとした。
- EITFは、企業は売却した持分について損益を認識しなければならないが、残存持分についてはその時点の帳簿価額で計上してFASB基準書第115号又は原価法を用いて会計処理すると結論した。IFRICは、IAS第28号第18-19項が明白なガイダンスを提供しており、IFRS第3号及び第27号の2008年改訂の影響はないとした。
- IAS第32号第11項によれば、プッタブル金融商品とは、現金又はその他の金融商品を対価として発行者に売り戻す権利を保有者に与えている金融商品、若しくは未確定の将来の出来事又は商品保有者の死亡や退職を事由として自動的に発行者に売り戻される金融商品である。
- 言い換えれば、企業が資本に分類される永久性金融商品を発行しているからといって、IAS第32号第16A項と第16B項の全要件を満たすかぎりにおいてプッタブル金融商品が資本として分類されることを禁止されているわけではないとした。
- 本論点は、ボードプロジェクト（Rate-regulated activities）として引き継がれた。ボードは、2009年

第2四半期に公開草案の公表を目指している。

- ボードは、2009年3月に公開草案 *Derecognition - proposed amendments to IAS 39 and IFRS 7* を公表した。
- IAS第39号AG14は、「トレーディングは、一般に活発で頻繁な売買を反映し、売買目的で保有される金融商品は一般に、価格の短期的な変動又は取引業者の-marginによる利益を生み出す目的で用いられる」としている。
- IAS第39号 2008年10月改正により新設された条文である。当該改正以前は、損益を通じる公正価値測定分類から他の分類への再分類は認められていなかった。

教材コード	J 0 2 0 4 8 1
研修コード	2 1 0 3 0 1
履修単位	1単位